

# 社協だより

2022年10月号

ホームページ Facebook



●発行・編集／社会福祉法人 坂城町社会福祉協議会 ●印刷所／滝沢印刷合同会社  
 長野県埴科郡坂城町大字中之条2225番地 TEL0268-82-2551 FAX0268-82-8005  
 ●ホームページアドレス (URL) <http://www.ssakaki.com/> E-mail:ssakaki@janis.or.jp

## ボランティアグループふくねこさかきが地域ねこ活動の勉強会を開催



写真左端 講演登壇者  
しんけん動物病院／松木信賢 獣医師



地域ねこを取り巻く状況について、意見交換会を併せて開催しました。

### 主な内容

- P2・令和4年度 社協会費ご協力をお願い  
・赤い羽根共同募金の募集  
・令和3年度 社協会計決算報告
- P3・フードバンク・生活用品  
・現在募集中の災害義援金について
- P4・福祉用具貸し出し事業

### 【10月・11月の相談日】

	10月	11月	場所
心配ごと・法律相談 (午前9:30～12:00)	弁：11日(火) 司：20日(木)	弁：10日(木) 司：21日(月)	役場3階 (第4会議室)
結婚に関する相談 お見合いの相談 新規ご登録相談 (午前9:00～11:00)	1日(土)	5日(土)	老人福祉センター 夢の湯 (ボランティアルーム)
障がい者相談 (午後1:30～4:00)	役場で開催	毎週水曜日	老人福祉センター 夢の湯

※心配ごと・法律相談、結婚相談は完全予約制です。

弁：弁護士相談  
司：司法書士相談

この社協だよりは共同募金配分金でつくられています。

## 福祉用具などの貸し出しをしています

坂城町在住の皆さんへ福祉用具やレクリエーショングッズの貸し出しをしています。

### 介護に関する福祉用具

名称	貸出料金	貸出期間	備考
車いす	無料	1日～1週間程度	1ヶ月以上の利用に関してはご相談ください。
介護用ベッド	フレームは無料	おおむね1ヶ月程度	マットレスは、貸し出し前にクリーニング代金として3,300円を負担いただきます。
軽リフト車 (車いすのまま乗車できる軽自動車)	無料 (燃料は利用した分補充)	時間単位または1日単位での貸し出しとなります。	☆利用の条件について ①車いすでの外出、医療機関等への送迎の場合にご利用いただけます。 ②運転者は基本的にご家族の方となります。  ☆利用方法について ①事前にお電話で軽リフト車の利用予約をお願いいたします。 ②当日は事前に貸出申請書を記入します。その際に運転者免許証が必要となります。



### 子どもに関する貸出物品

貸出料金：無料 貸出期間：要相談

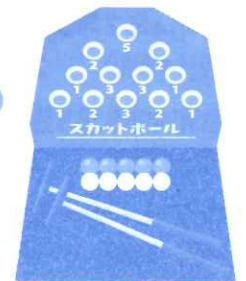
- ①チャイルドシート・ジュニアシート
- ②点字絵本
- ③福祉教育関係 アイマスク・耳栓(使い捨て) 高齢者疑似体験セット(発注に1ヶ月必要)



### レクリエーションに関する貸出物品

貸出料金：無料 貸出期間：1日～1週間程度

- ①輪投げセット×2 ②スカットボール×2
- ③スポーツ吹き矢セット×2(吹き口用マウスピースは有料。1個100円)
- ④ハンドベルセット×3、カスタネット、シンバル等楽器
- ⑤歌集(民謡・歌謡等)



### 社協だよりに関するご相談・お問い合わせ先(各申込み含む)

坂城町社会福祉協議会 電話 82-2551 FAX 82-8005 e-mail:ssakaki@janis.or.jp  
 《電話・窓口受付》平日(土日・祝日、年末年始を除く)午前8時30分～午後5時15分



# 生活にお困りの方へフードバンクの食料品・生活用品を提供しています。

フードバンク事業は、様々な理由で生活が成り立たなくなっている方を対象に、一時的な生活の糧にしたいだけよう、町民の皆さんからいただいた食料品や生活用品を提供するものです。

コロナ禍でも多くの方から食料品等のご協力をいただき、事業を実施しています。

「お米を買うことが出来ず困っている。」「電気が止まっていて調理ができない。缶詰とか何か食べるものはないか。」等、町民の皆さんからの食料品で、生活を助けられた方がいます。また、引き続き食料品の募集を行っていますので、ご家庭で余っている食料品がありましたらご協力をよろしくお願いいたします。

### お寄せいただきたい食料品例

- ①缶詰・瓶詰食品
- ②長期間保存できるインスタント食品、乾燥食品、ペットボトル飲料等
- ※①・②は未開封のものに限ります。
- ③お米・野菜(ご協力いただける方には事前に登録していただき、いざという時にご連絡します。詳しくはお問い合わせください)
- ※フードバンクへの寄付のため、物品の購入をお考えの方はご相談ください。

### 受付できない食料品

- × 賞味期限の記載がないもの、または賞味期限が近い食品
- × ご家庭で調理した食品
- × 冷蔵・冷凍食品
- × 食べかけの食品

フードバンクとあわせて、日常生活用品の提供もしています。ご家庭で余っている未使用の生活用品につきましてもご協力をよろしくお願いいたします。

### お寄せいただきたい生活用品

- ・トイレットペーパー
- ・BOXティッシュ
- ・シャンプー ・ボディーソープ
- ・ペットフードなど
- ※詳しくはお問い合わせ下さい



## 現在募集中の災害義援金について

本会窓口及び役場福祉健康課窓口にて、災害義援金の募集・受付を行っています。お寄せいただいた義援金は日本赤十字社に送金し、被災県に設置された義援金配分委員会を通じて、全額を被災された皆様にお届けいたします。皆様のご支援・ご協力をよろしくお願いいたします。

### 【令和4年7月大雨災害義援金】

受付期間 2022年8月8日(月)から2022年10月31日まで

### 【令和4年8月3日からの大雨災害義援金】

受付期間 2022年8月12日(金)から2023年3月31日まで

### 【ウクライナ人道危機救援金】

受付期間 2022年3月2日(水)から2023年3月31日まで

### 【令和2年7月豪雨災害義援金】

受付期間 2020年7月7日(火)から2022年9月30日まで

※その他の海外救援金や銀行振込の場合は、日赤長野県支部ホームページをご確認ください。

## 赤い羽根共同募金はじぶんの町を良くするしくみ

10月1日~12月31日まで、全国一斉に赤い羽根共同募金運動が行われます。今年度も、日赤奉仕団員の皆さんを通じて各ご家庭にご協力をお願いして参ります。

### =赤い羽根共同募金って何? =

1947年に戦後復興の一助として市民主体で始まった運動です。今日ではさまざまな地域福祉の課題解決に取り組む民間団体を支援する仕組みとして運動がすすめられています。

### =何に使われているの? =

集まった募金の約70%は、坂城町で福祉活動やボランティア活動助成金等として使われています。残りの30%は、市町村を超えた広域的な課題を解決するための活動や、自治会の災害時用備品備蓄事業等のために、長野県共同募金会で使われます。

みなさまのご協力を  
よろしく  
お願いします。



## 令和4年度 社協会費ご協力をお願い

社協だより8月号でお知らせしました社会福祉協議会会費の募集期間が10月1日~11月10日(木)までに変更となりました。

社会福祉協議会会費に協力をいただき、地域福祉活動へのご支援をお願いいたします。

### 会費(800円)は次の事業に使われています



## 令和3年度 社協会計決算報告

<収入>		<支出>	
(単位:円)		(単位:円)	
会費収入	4,685,200	人件費支出	157,143,119
寄附金収入	876,955	事業費支出	20,977,487
経常経費補助金収入	16,768,675	事務費支出	3,308,075
受託金収入	50,350,077	貸付事業支出	105,000
事業収入	259,423	助成金支出	358,420
貸付事業収入	60,000	授産事業支出	463,524
共同募金配分金収入	2,908,028	固定資産取得支出	562,590
介護保険収入	101,667,539	ファイナンス・リース債務の返済支出	966,816
授産事業収入	806,006	積立資産支出	880,118
自立支援費等収入	6,789,681	その他の活動による支出	5,693,096
雑収入	4,685,337	合計	190,458,245
受取利息配当金収入	3,564	当期末支払資金残高	57,060,853
その他の活動による収入	5,447,820		
前期末支払い資金残高	52,210,793		
合計	247,519,098		

令和4年6月24日の評議員会において承認されました。